

「トイレトレーラー」の物品購入提案競技実施要項

1. 名称

トイレトレーラー

2. 事業の目的

災害時の避難生活において、特に課題となっている清潔なトイレを確保するため、トイレトレーラーを導入し、健康被害や災害関連死を抑制するもの。

3. この提案競技に参加する法人に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する法人でなければこの提案競技に参加することができない。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する法人でないこと。

（２）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある法人でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

（３）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない法人であること。

（４）市町村税を滞納していない法人であること。

（５）消費税及び地方消費税を滞納していない法人であること。

（６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている法人（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた法人を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた法人を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている法人又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている法人、手形交換所による取引停止処分を受けている法人その他の経営状態が著しく不健全であると認められる法人でないこと。

（７）宗教又は政治活動を主たる目的としない法人であること。

（８）本契約期間中は、発注者と常時連絡及び迅速な対応が可能な体制が整えられること。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書

類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4. 募集する事業の内容

(資料 1) 仕様書に記載のとおり

5. 事業規模 (提案上限額)

29,664,000 円 (消費税込)

6. 履行期間

履行期間：契約締結の日から令和 8 年 4 月 10 日まで

7. 質問書の提出

応募に関する質疑がある場合は、指定の質問書を使用して令和 7 年 8 月 13 日 (水) 17 時までにメールで下記提出先まで提出すること。提案競技参加申込書の提出があった事業者の質問に対して、質問事業者名を伏せたうえで、申込のあった全事業者に対してメールで令和 7 年 8 月 15 日 (金) に回答する予定である。なお、電話による回答は行わない。

8. 参加希望

参加を希望する者は、令和 7 年 8 月 13 日 (水) 17 時までに提案競技参加申込書 (様式 1) をメールにて提出すること。

提出先：「14. 提出先・問い合わせ先」のとおり

9. 参加辞退

参加を辞退する場合は、令和 7 年 8 月 25 日 (月) 17 時までに上記提出先に辞退届 (様式 5) を提出すること。

10. 提案書類の提出

(1) 提案書類の受付

①受付期間：令和 7 年 8 月 25 日 (月) 17 時まで

②受付方法：提案書類は下記住所に持参又は郵送すること。

(いずれの方法でも提出期限必着)

(2) 提出書類

以下の書類のうち、イ～エについては、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道

局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている法人であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている法人にあっては、イ～クの提出を免除する。

ア. 提案競技参加申込書（様式１）

イ. 登記事項証明書

注１）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

ウ. 市町村税を滞納していないことの証明書

注１）福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する法人については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注２）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

エ. 消費税及び地方消費税納税証明書

注１）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注２）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

オ. 委任状（様式２）

注１）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式２により委任状を作成して提出すること。

カ. 誓約書（様式３）

注１）様式３に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

キ. 役員名簿（様式４）

注１）様式４に、代表者及び役員（オの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注２）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注３）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

ク. 直近の決算２年分の財務諸表の写し

注１）直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

ケ. 企画提案書（任意様式）※提案書作成要領に沿って作成すること。

注１）１事業者１提案とし、１事業者による複数の提案は認めない。

コ. 見積書及び内訳書（任意様式）

注1）（資料1）仕様書の内容を踏まえて、内訳等金額を記載すること。

サ. 直近3年以内の類似の納品実績が分かる契約書等の写し

（3）その他

- ・提出された書類等については、添付書類も含めて返却しないので、提案者は必ず控えを別途作成しておくこと。
- ・応募用件を満たしていないもの、または書類が整っていない場合は、受理できないので注意すること。

11. 審査及び結果通知

（1）評価及び配点

資料2「審査基準表」のとおり

（2）審査スケジュール

提案書類の提出締切後、次のとおり審査を実施する。

① 一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、二次審査（プレゼンテーション）参加対象者を4社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。

結果通知：令和7年8月26日（火）（予定）

② 二次審査（プレゼンテーション）

実施予定日：令和7年8月28日（木）（予定）

場所：オンラインプレゼンテーションとする

提案者毎に15分以内のプレゼンテーション後、質疑応答を約10分間行う。時間等の詳細については、書類を受理した（一次審査を行った場合はその通知とあわせて）提案者へ個別に通知する。

なお、公平な審査を実施するため、プレゼンテーション時においては、社名等を伏せるものとする。社名等の発言があった場合は、提案を無効とする場合があるので注意すること。

③ 受託候補者の決定

選定委員会において、資料2「審査基準表」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、価格点も加えた上で、最も優れた提案を行った者（最優秀提案者）を受託候補者とする。ただし、提案内容の中で、効果が低いと判断した提案は実施しないことがある。また、最低基準点として、技術点が6割に満たない者は、受託候補者とはならないものとする。提案者が1者の場合も同様とする。

(3) 結果通知

選定結果は、決定後、速やかに各提案者に通知するとともに、福岡市ホームページにて公表する。(予定：令和7年9月1日(月))

12. 契約（受託候補者特定後）

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容を、原則として契約締結時の業務内容とするが、本業務目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、福岡市契約事務規則に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

なお、本契約については、本業務に係る予算成立を条件に契約の締結を予定している。

13. 留意事項

(1) 失格事項

参加申請書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションにおける質疑に正当な理由なく応答しなかった場合
- ⑥ 見積金額が「5. 事業規模（提案上限額）」で示す金額を超える場合
- ⑦ 本募集要項に違反する行為があった場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

（２）その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他提案に要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本提案募集を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本提案募集に要した費用を市に請求することはできない。
- ③ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限後における参加申請書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑥ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑦ 参加表明者は、本提案募集の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑧ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。

14. 提出先・問い合わせ先

福岡市市民局防災・危機管理部防災企画課

久富・江藤

福岡市中央区天神１丁目８番１号（15階）

TEL 092-711-4056 FAX 092-733-5861

Email bousai.CAB@city.fukuoka.lg.jp